

平成26年度第1回旭川市・旭川市水道局契約審査委員会の議事概要

日 時：平成26年5月19日（月）15時00分～16時30分

場 所：旭川市総合庁舎議会棟2階 第4委員会室

出席者：委 員～浅田委員長，伊藤委員，宮嶋委員，米田委員
都市建築部～設備課長，同課長補佐

公共建築課長

土 木 部～土木建設課長補佐，同課道路河川係長

水道局上下水道部～次長（水道施設課長）

下水道施設課長

事 務 局～総務監，総務部次長（契約課長）

契約課長補佐，同課主査，同課事務職員

水道局上下水道部経営企画課長

経営企画課契約係長，同係事務職員

1 開 会

2 審議・報告事項

(1) 土木工事に係る贈収賄事件に関する報告について

・談合・不正を抑止する取組等について（市長部局）

（委 員 長） 市長部局から報告をお願いします。

（事 務 局） （事務局（契約課）から，資料「土木工事に係る贈収賄事件に関する要望について」の概要について説明）

（委 員 長） 今の報告について，質問等がありますか。

（委 員） 以前，この事件について，拓・飯沼建設㈱からの指名停止期間が長すぎるといった内容の再苦情の申立てを却下した経過がありましたが，その後は反応は何もありませんでしたか。

（事 務 局） それ以後はありません。

（委 員） 市長及び副市長はこれまでも給料を減額していますが，今回の事件の処分として，更に減給するということでしょうか。

（事 務 局） そのとおりです。

（委 員） 再発防止策としての情報の共有化とは具体的にどのようなものですか。また，これが抑止力になるとはどのような理由ですか。

（事 務 局） 既に進めていますが，例えば，建設業，建築あるいは測量関係等の団体と所管部局との意見交換というのは，今回の事件も踏まえ，業界との情報交換や業界からの意見を聞くという必要があるのであれば，個人と個人のつながりによってではなく，組織と組織との関係として，公の場でお互いに意見を交換しようという趣旨のもとで行われています。もう一つは業者の執務室への入室を制限したということです。今

まで技術的な話にしろ、工事の施工状況等の内容にしろ、そのような要望を非公式に個人対個人で聞くというケースもあったように聞いていますが、入室制限をかけたことによって、そのようなことを公の場で組織として対応することにより、オープンではない関係を絶とうという趣旨で始めています。

- (委員) 業界団体とは具体的にはどこですか。
- (事務局) 建設業協会、建築協会、管工事業組合、電気工事関係の組合等です。
- (委員) 団体ごとですか。
- (事務局) 団体ごとです。団体幹部の方ですとか、あと、契約課が主催しているわけではありませんが、場合によっては、個々の構成員で20社くらいに及ぶ意見交換会になるという話です。基本的には会長、副会長、事務局長と行いますが、その枠をもう少し広げることになると思います。
- (委員) 何回くらいですか。
- (事務局) 最低でも各団体につき年に1回と考えております。6月5日に測量調査関係の団体との意見交換会に契約課も呼ばれているのですが、技術的な話、施工内容の話、要望等になるのではないかと思います。
- (委員) 今回の事件を契機に意見交換会を設けたと思いますが、このような会合の必要性について従来から議論はなかったのですか。
- (事務局) 何年前にはこのような会合があったとのことですが、しばらくの間中断しており、数年前からはそのような機会がなかったと聞いています。
- (委員) 契約課による調査ですが、面接調査に協力した業者が4社、協力をしなかった業者が11社とのことで、その11社は協力をしないという根拠を示しましたか。また、面接では協力できないが、文書等で回答した業者はあったのですか。
- (事務局) 調査対象の15社は、その担当者について、検察官が起訴猶予という判断をしています。私たちは、実際どうであったかということを行行政の立場で調査したいという趣旨で、例えば談合があったのか、いつごろからあったのか等の調査事項を、予め文書で送付し、面談で回答するように求めました。4社については実際に回答書を持参した上で面談に応じてくれましたが、残り11社については、回答書に「答えられません」などという内容が記載されていました。あるいは、電話で出席できない旨連絡のあった業者もありました。弁護士に相談の上、対応したいという回答もありました。今回の調査は強制力を持ったものではありませんので、我々としても任意でお願いをするという形式をとらざるを得なかったところです。
- (委員) 15社すべてが起訴猶予ですか。
- (事務局) 拓・飯沼建設㈱以外で当該入札に参加した15社の担当者が起訴猶予となったと報道されております。

- (委員) 先程説明があった意見交換会の開催も強制ではありませんよね。あまり協力してくれないということも考えられるのではないですか。
- (事務局) 会合の性格上、意見交換会に協力しない理由はないと思います。自分たちの要望に近いものがあるかもしれませんし、技術的なことでの意見交換もあると思います。本市としても事業者がどのように考えているかを聞きたいと思っています。先程の面接調査については、事業者の方が市から事情を聞かれるという警戒心をもったと思います。その回答次第では指名停止となるのではないかと。そのような疑念を持ったのかもしれませんが。捜査機関の取り調べを受けて起訴猶予となっているわけですから、それ以上のことについては行政に答える必要はないと考えたこともあるのではないのでしょうか。
- (委員) 調査依頼ですが、それぞれの事業者に対して「お宅の会社はどうでしたか」と聞いたのですよね。その状況で「うちの会社はこうでした」と答えられるはずがないですよ。要するに「談合しましたか」と聞いている話です。どの事業者が答えたかわからないように行えば、回答はあったのでしょうか。
- (事務局) 事業者側に対してどうですかと聞いていますので、匿名での調査は難しいです。
- (委員) 退職者の営業活動の禁止ですとか、執務室への入室の制限ですとか、今までありました落札時の業者の挨拶回りというのは、今後、させないことになったということでしょうか。
- (事務局) お断りするということです。各業界の団体に対しては、本市がこのような取組をするので協力と、会員への周知をお願いしたいという内容で人事課が文書を送付しています。また、入室制限をしている旨、執務室に張り紙をしていましたが、それでも挨拶に来た事業者もいました。その際は挨拶を受けましたけれども、入室制限の趣旨を説明の上で今後は遠慮願いたいとして、理解いただきました。今の時点では、少なくとも契約課においては、ちょうど4月に役員の交代時期であったと思いますが、挨拶に見えた事業者はいませんでした。本市の退職者も入札等で執務室に来ましたが、以後は入室禁止ということで伝えております。
- (委員長) 職員の法令遵守の徹底ということで、全職員に対して文書で通知するとありますが、退職者全員は大変かと思いますが、退職者に対しても通知はしているのですか。
- (事務局) ここでの退職者というのは、再就職した退職者についてですので、各業界に対して案内した中で浸透しているのではないかと思います。中には直接電話で問い合わせのあった例もあり、その時は説明をし、理解をしてもらっております。再就職した方しか対象としておりませんので、退職者一人一人に対して文書を送付したというものではありません。

- (委員長) 人事課による調査の結果ですが、今回の不正は単独で行われたものであり、組織的な関与はなかったという結論ですよね。元課長の倫理意識の欠如といいますか、そういうことが原因ということになっています。しかし、検察官の冒頭陳述での指摘によると、古くから事業者側で行われていた談合の仕組みを利用したということですよ。その古くから行われていた仕組み自体をどのようにして改めるのかという対策になればいいと思っています。
- (委員) 平成19年に一般競争入札を導入したのですが、乙型共同企業体というのは一般競争入札が機能していなかったわけです。一般競争入札の一般の部分が広がれば広がるほど談合はやりにくくなるわけですから、広げられればいいのですが、あまり広げすぎると本市の事業なのにまったく本市に関係のない事業者ばかり落札してしまうおそれがあるという話もあります。この元課長の話は贈収賄ですから、特殊な話と考えていいと思います。しかし、談合自体はおそらくこの元課長と関わりなしに以前からずっと続いていたのでしょう。今回発覚して、なぜこのようなことができたのかという一つの手掛かりですね。乙型共同企業体ですが、一般競争入札といいながら、舗装業者が5社から7社しかなければ、指名競争入札と同じです。
- (事務局) 談合の調整役は略式命令ですけど、これを認めて罰金を納めていますので、その事実があったものと考えています。そのような中で土木部の方では、ただ今、御指摘がありましたけれども、分担施工方式については原則採用しないということにしておりますし、入札の結果を見ましても、応札者数に波がある傾向がみられますので、もう少し検証には時間がかかるかとは思いますが、一定の効果はあると思います。土木部でも、分担施工方式によらない発注方式について、一定期間の検証が必要であると申しております。
- (事務局) 新聞等の報道では、実際に舗装業者で公共工事を請け負うことのできる業者は10社程度と掲載されているものがありましたが、事件の起きた平成24年度に分担施工方式で1件でも受注した舗装業者というのは20社程度ありまして、数としては一定数あります。ただ、その20社に対して、土木B等級の業者は3倍以上多い状況です。単体であれば土木業者だけで入札の参加ができるところ、分担施工方式では舗装業者も常に必要な工事の時期に手が空いているわけではなく、限られてしまうことから、舗装業者が主導的な立場で談合を仕切ろうと思えば可能である状態であったということは事実だと思います。実際、今年3月の補正予算に基づく発注については、分担施工方式による道路の改良工事は出しておりません。すべて土木工事と舗装工事とに分けて発注しております。
- (委員長) 調整役が落札率まで本命業者に指示していたなんて、契約審査委員会で我々がずっと検討しておかしいのではないかと考えていまし

たが、そのとおりでした。困ったものです。他はいかがでしょうか。

(委員) 舗装業者が入りたいのではないのかと思っていましたが、20社あるということは、舗装業者として、工事の数は足りないのでしょうか。

(事務局) 相対的な数だと思いますが、舗装工事そのものの登録業者については約80社ありますので、登録業者数としては一定数確保されています。ただ、これは民間の比較的規模の小さい工事を行う業者も含めた数ですので、実際は、道路舗装における施工実績からすると20社程度であるということです。土木B等級の登録業者がどれだけあるかといいますと、市内に本社又は営業所がある登録業者は平成24年度では84社ありますので、これらの事業者がすべて参加できるかということ、やはり参加できない事業者はたくさんあるということかと思いません。

(委員長) 他はいかがでしょうか。なければ、この件については以上で報告を受けたことにします。委員会としては、今後もしっかりと注視していきたいところです。

(2) 平成25年度(下半期)入札・契約手続の運用状況等についての報告

・発注、指名停止等について(市長部局)

(委員長) 市長部局から報告をお願いします。

(事務局) (事務局(契約課)から、資料1から資料4まで及び資料6について報告)

(委員長) 今の報告について、質問等がありますか。

(委員長) なければ、下半期の状況について報告を受けたということで確認します。

(3) 抽出事案の審議

・今回抽出事案の審議(市長部局)

(委員長) 次に、市長部局の抽出事案について審議を行います。

抽出結果について、抽出委員から報告をお願いします。

(委員) 今回抽出したのは工事から9件と委託から2件の計11件としました。建設工事の一般競争入札方式につきましては、全部で129件あります。まず、今回の談合の舞台となっております土木と舗装の共同企業体の工事が16件ありまして、その16件の中から予定価格の高い2件を抽出しました。あとそれ以外の工事については、予定価格が1,000万円以上で落札率が98%以上の工事の中から5件を抽出しました。続いて指名競争入札方式は2件ありまして、予定価格の高い方を抽出しました。随意契約方式ですが、こちらも2件ありましたので、予定価格の高い方を抽出しました。それから委託業務に関しまして、一般競争入札方式は45件ありましたが、このうち予定価格及び落札率の最も高い1件を抽出しました。随意契約方式は1件でした

ので、その1件を抽出しました。これが抽出基準です。

(委員長) 事務局から説明をお願いします。

(事務局) (事務局(契約課)から抽出事案に係る関係要領等(以下「要領等」という。)及び資料5 抽出事案一覧について説明)

(委員長) 事務局から抽出事案について説明を受けましたが、何かありますか。

(委員) 意見というわけではないのですが、毎回、落札率が98%から99%の工事及び業務があるのですが、感想としては、このようなこともあるのだなと思いました。また、土木と舗装の共同企業体の工事は16件ありましたが、これはいずれも逆に92、93%くらいの落札率で推移しており、2件選んだ内の1件は4共同企業体に参加し、もう一つは2共同企業体に参加ということで、他の14件はわかりませんが、やはり入札に参加する事業者は少ないのではないかという印象を受けました。

(委員長) 資料5-10 (No.85)の「カムイスキーリンクスゴンドラリフト整備工事」は、落札率が99.75%とさらに率が高くなっていますね。

(事務局) 落札率が高いとかそうでないという捉え方をよくしますが、私どもの入札では、設計そのものについて、一般管理費の諸経費率の積算基準などが土木工事と建築関係工事とでは異なります。例えば、一般管理費は工事原価とは直結せず、会社の収益にある程度貢献するような部分ですが、土木工事の設計の積算体系と比べて建築工事の方は厳しくなる現状にあります。このことからすると、土木工事に比べれば建築工事の方は落札率が高い傾向にあるのではないかと考えております。土木工事の場合は、生活道路が中心となりますので、本市では設計単価は北海道単価を適用しています。建築工事になりますと、北海道単価はありますが、特殊なもの、北海道単価にないものは本市独自で見積を徴取し、最低の価格のものを設計単価とします。建築工事の中でも「カムイスキーリンクスゴンドラリフト整備工事」につきましては、工事担当課の方から補足があるかと思いますが、これはほとんど積算単価としてあるものではなく、設計会社が価格を調査するに当たって、可能な業者から取引の実例に近い形で徴取した上に、その金額の妥当性を本市とはまた別の角度で見る調査会社に検証してもらい、できるだけ経費が圧縮された低い見積価格を設計単価としています。このようにして積算をしていますので、土木工事は92%で落札していますが、この「カムイスキーリンクスゴンドラリフト整備工事」につきましては、そのような落札率では受注が難しいと考えています。

(都市建築部) 今、説明がありましたが、今回の工事が高額であるということで、機器の価格決定が一番重要であると認識してしまっていて、我々は通常独自の査定率をよく使用しているのですが、それでも数%の誤差が生じる可能性があり、価格に大きな違いを生じてしまいます。このため、

我々がよく設計の単価として使用している建設物価などの資料を刊行している物価調査会に価格調査を依頼したところ、メーカーが提出した見積と実勢価格に大きな差がなかったということです。

もう一つは、一般管理費などの経費について、積算基準では、機器費は経費を算定する対象になりません。今回の工事は機器費の割合が大きかったということです。経費の中には、一般管理費や共通仮設費、現場管理費があります。普通の工事は代金によって違いますが、通常経費の額が4割程度になりますが、この工事の設計金額全体からすると経費は1割にも満たない状態です。このようなことから、積算としては厳しかったのではないかと考えています。

あとは施工条件としまして、場所がスキー場ということですから、傾斜地ということと、時期的に資材が高騰していたことや、労務者が不足していたということがあったのではないかと推測しております。

(委員) 予定価格を算定するためには、調査会社に照会し、そして間接費用といえますか経費については、機器については見なくて、他のものについては一定の積算をしたので、そもそもの予定価格は機器の割合が低いものよりは圧縮されているといえますか、そのようなことが一つの理由になって、事業者側でもそれほど大差ない価格にならざるを得ないと理解したのですが、どうですか。

(都市建築部) そのとおりです。機器の価格だけを物価調査会で調査していただいて額を決めたということと、経費については本市の積算基準を使用したということです。

(委員) 機器については、落札した業者が用意するということですか。

(都市建築部) そうです。それについて、施工実績を求めていました。

(委員) 物が作れて工事もできるということですね。

(都市建築部) はい。

(委員長) この件については他にありますか。もう1件、土木と舗装の共同企業体の工事についてはいかがでしょうか。今年度からは原則としてもうやらないわけですね。ある意味これで最後かもしれませんが。

(事務局) 落札率の件ですか。

(委員長) 落札率については、先程の工事などと比べるとやや低いように見えますが。

(委員) 下半期に16件ありますが、入札に参加するのはだいたい2、3共同企業体なのでしょうか。

(事務局) 平成25年度下半期については、事業者に手持ち工事があるということなどにより、通常よりも入札の参加者が少ない状況でした。比較的街の中と、「ほか工事」ということで郊外の施工場所とを合わせて発注することがあるのですが、市内でも施工場所が分散した場合は、参加者がいなくて不調になってしまったことがあり、この時期は参加者を見込むのが難しい状況が続いていました。落札率については、い

ろいろな見方があるのですが、生活道路という一つの決まった施工でして、街の中は交通量が多く、また学校が近い等の理由で安全に係る警備員の配置が通常より多く必要となる場合などがありますが、結果としてはおよそ一定の落札率がずっと続いておりました。これは検察官に指摘されたところの「指示」による部分もあったといわれているのですが、私どもは確認できませんでしたが、だいたいこの程度です。このおよそ92%が不当に高い落札率だったということではないものと考えております。

(委員長) その他はいかがでしょうか。他になければ、市長部局の抽出案件については、以上で報告を受けたことにします。

(4) 平成25年度(下半期)入札・契約手続の運用状況等についての報告

- ・発注、指名停止等について(水道局)

(委員長) 水道局から運用状況等の報告をお願いします。

(事務局) (事務局(水道局)から、資料1から資料4までについて報告)

(委員長) 報告を受けたということで確認します。

(5) 抽出事案の審議

- ・今回抽出事案の審議(水道局)

(委員長) 抽出結果について抽出委員から、水道局分の報告をお願いします。

(委員) 水道局関係につきましては、建設工事のうち一般競争入札方式が23件中3件を抽出しました。抽出基準は、予定価格が1,000万円以上で落札率が95%以上です。随意契約方式については、1件のみでしたので、その1件を抽出しました。測量及び工事に係る調査、設計については、一般競争入札方式で4件ありましたが、そのうち予定価格が最も高い1件を抽出しました。

(委員長) 抽出事案について、水道局から説明をお願いします。

(事務局) (事務局(水道局)から、資料5について説明)

(委員長) 抽出事案の説明を受けましたが、質問などはありますか。

(委員) 資料5-3(No.3)「宮下通9丁目ほか下水道補修工事」では、入札参加者は1者だが、資格要件を満たしている事業者は市内に他にもありますか。

(事務局) あります。

(委員長) 資料5-2(No.1)「公共樹設置その3工事」において、入札参加者の入札金額の数字の出方がきれいだなという印象はありますが、他はいかがでしょうか。

(委員) 資料5-4(No.20)「東光7・8条7丁目配水本管布設替工事」の資格要件は水道施設工事の2者共同企業体ということで、今回の談合の舞台となった案件の要件とは違いますが、共同企業体を要件とする理由は何ですか。

(事務局) 予定価格は税込みですが、平成25年度当時の旭川市水道局建設工事等共同企業体運用基準というのがありまして、基本的に工事が大きければ共同企業体で施工の方がより良いという声がありますので、その中で2,000万円以上の工事については共同企業体で施工するという基準になっていました。

(事務局) 補足ですが、予定価格が2,000万円以上の工事については、共同企業体での施工が適当な工事ということです。また、この工事は幹線の工事ということで、技術的に難易度の高い工事となっていて、2者による共同企業体とすることで、それぞれの技術を結集することで円滑な施工が図れるだろうという目的で共同企業体としたという理由もあります。

(委員長) その他はいかがでしょうか。他になければ、水道局の抽出案件についても説明を受けたということで確認します。

(6) その他

- ・抽出委員の確認について
次回の委員会での審議案件に係る抽出委員を選定した。
- ・次回委員会の日程について
平成26年11月17日(月)の15時とした。

《配付資料》

【旭川市】

- 資料 土木工事に係る贈収賄事件に関する要望について
- 資料1 建設工事・測量及び工事に係る調査、設計の委託業務入札方式別発注一覧集計表
- ・建設工事に係る入札方式別発注一覧表(様式1)
 - ・測量及び工事に係る調査、設計の委託業務に係る入札方式別発注一覧表(様式2)
- 資料2 指名停止情報一覧表(様式3)
- 資料3 苦情処理一覧表(様式4)
- 資料4 低入札価格調査実施要領に基づく調査対象一覧表(様式5)
- 資料5 抽出事案一覧表及び説明書(様式6)
- 資料6 平成25年度下半期における入札談合情報等の対応状況

【旭川市水道局】

- 水道局資料1 建設工事・測量及び工事に係る調査、設計の委託業務入札方式別発注一覧集計表
- ・建設工事に係る入札方式別発注一覧表(様式1)
 - ・測量及び工事に係る調査、設計の委託業務に係る入札方式別発注一覧表(様式2)

- 水道局資料 2 苦情処理一覧表（様式 4）
- 水道局資料 3 低入札価格調査実施要領に基づく調査対象一覧表（様式 5）
- 水道局資料 4 平成 25 年度下半期における入札談合情報等の対応状況
- 水道局資料 5 抽出事案一覧表及び説明書（入札・見積の記録）